

19 議案第23号関係

大山将棋記念館条例 新旧対照表（抜粋）

改正案	現行
<u>（入館料）</u> 第5条 <u>記念館の入館料は、無料とする。</u>	<u>（入館料等）</u> 第5条 <u>記念館の入館料は、別表のとおりとする。ただし、特別な資料を展示する場合の入館料は、別に定めることができる。</u> 2 <u>前項に規定する入館料は、前納しなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u> <u>（入館料の減免）</u> 第6条 <u>公益上必要があると認められるとき、その他特別の理由があると認めるときは、その申請により入館料を減額し、又は免除することができる。</u> <u>（入館料の不還付）</u> 第7条 <u>既納の入館料は、還付しない。ただし、災害その他不可抗力により観覧できなくなったとき、その他特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付するものとする。</u>
（損害賠償の義務） 第6条 記念館の施設、設備、資料等を損傷し、又は滅失した者は、教育委員会の指示するところに従ってこれを原状に回復し、又はそれによって生じた損害の賠償をしなければならない。 （管理の委託） 第7条 教育委員会は、記念館の管理業務のうち適当と認めるものを委託することができる。 2 教育委員会は、前項の規定により委託した場合において、委託を受けた者に対し記念館の効果的利用及び管理の適正を期するため、必要な条件を付することができる。 （委任） 第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。	（損害賠償の義務） 第8条 記念館の施設、設備、資料等を損傷し、又は滅失した者は、教育委員会の指示するところに従ってこれを原状に回復し、又はそれによって生じた損害の賠償をしなければならない。 （管理の委託） 第9条 教育委員会は、記念館の管理業務のうち適当と認めるものを委託することができる。 2 教育委員会は、前項の規定により委託した場合において、委託を受けた者に対し記念館の効果的利用及び管理の適正を期するため、必要な条件を付することができる。 （委任） 第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。 <u>別表（第5条関係）</u>

改 正 案	現 行																								
	<table><tr><th>区 分</th><th colspan="2">入 館 料</th></tr><tr><td rowspan="3">個人</td><td>小学生・中学生</td><td>50円</td></tr><tr><td>高校生・大学生</td><td>100円</td></tr><tr><td>一般</td><td>200円</td></tr><tr><td>15人以上</td><td>小学生・中学生</td><td>30円</td></tr><tr><td>の団体</td><td>高校生・大学生</td><td>70円</td></tr><tr><td>(1人につ</td><td>一般</td><td>150円</td></tr><tr><td>き)</td><td></td><td></td></tr></table>			区 分	入 館 料		個人	小学生・中学生	50円	高校生・大学生	100円	一般	200円	15人以上	小学生・中学生	30円	の団体	高校生・大学生	70円	(1人につ	一般	150円	き)		
区 分	入 館 料																								
個人	小学生・中学生	50円																							
	高校生・大学生	100円																							
	一般	200円																							
15人以上	小学生・中学生	30円																							
の団体	高校生・大学生	70円																							
(1人につ	一般	150円																							
き)																									
	備考 未就学児童は無料とし、大学生とは専修学校等の学生も含む。																								